

## 1 学校教育の在り方

### (1) 子どもたち一人一人が未来の創り手となるために

#### 学校が果たすべき役割

教育は、人類が長い年月をかけて創造してきた学問や芸術、言語、価値観、行動様式等の文化を、次世代に伝えるという重要な役割を担っている。第15期中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）では、「教育においては、どんなに社会が変化しようとも、『時代を超えて変わらない価値のあるもの』（不易）がある。豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、こうしたものを子どもたちに培うことは、いつの時代、どこの国の教育においても大切にされなければならないことである。」と述べている。

このことを受けてこれからの中学校教育においても、幼児児童生徒が自らの個性を存分に發揮しながら、時代を超えて変わらない価値のあるものを確実に身に付けるよう指導していくなければならない。

また、学校は、「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」（流行）にも柔軟に対応していかなければならない。幼児児童生徒が、自己実現を図りながら、主体的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けるという視点から、教職員は、不易と流行を十分踏まえた教育活動を進めていく必要がある。

#### 子どもたちが未来の創り手となるために

社会の変化は複雑で予測困難となっており、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかに関わらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられる。

しかし、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。また、人間は、答えのない課題に対しても、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだすことができるなどという強みをもっている。

解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手続きを効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあってこそ、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に育んでいくことがこれからの中学校教育に期待されて

いる。そのためには、子どもたちに未来を創り出す力を育んでいくことができるよう、学校教育の改善、とりわけその中核となる教育課程の改善を図つていかなければならない。

## 「生きる力」を育む 教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが求められている。

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力などであると指摘されている。

平成20年に行われた前回の学習指導要領改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっているという認識が示され、知・徳・体のバランスのとれた育成（教基法第2条第1号）や、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学教法第30条第2項）など、教基法や学教法の規定に基づき、児童生徒に「生きる力」を育むことが重視されたところである。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の学習指導要領改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、確実に發揮できるようにしていくことが重要となる。

**チーム学校**

社会の急激な変化が進む中で、子どもが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するためには、教育活動のさらなる充実が求められる。学校は学習指導、生徒指導等、幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して指導していく必要がある。その一方で、社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会も変容し、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化しており、学校や教職員だけが課題を抱えて対応するのでは、十分に解決ができない課題も増えている。学校が、複雑化・多様化した課題に対応し、子どもに必要な資質・能力を育んでいくためには、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教職員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。

このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子どもの教育活動を充実していくことができる。

京都府教育委員会では、重点事業として、京都式「チーム学校」推進事業を実施し、教職員の担うべき本来業務に専念できる環境づくりに努めている。

**教職員の働き方改革**

学校が抱える課題がより複雑化・困難化している中、教員勤務実態調査(平成28年度)の集計でも、看過できない教職員の勤務実態が明らかとなった。このため、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めている。

具体的には、教職員の長時間勤務の要因についての分析結果を踏まえ、学校及び教職員の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備することが必要である。このように学校における働き方改革は、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないようすることを通じて、自らの教職としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど教育活動を充実することにより、より短い勤務で高い成果を維持・向上することを目的とするものである。

京都府教育委員会では、平成29年10月に実施した「公立学校教員勤務実態調査」の結果等を受け、平成30年3月に、次の8つの取組方針による「教職員の働き方改革実行計画」を策定した。効率的な業務の遂行のため、校長のリーダーシップの下、全ての教職員の役割分担を明確化し業務改善を図るとともに、教職員一人一人が担当業務の効率化を進め、自らの勤務時間を意識した働き方を実行することが大切である。また、平成30年4月に策定された「京都府部活動指導指針」に基づき、部活動運営の適正化を図っていくことも重要である。

## &lt;取組方針&gt;

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 1 学校運営・指導体制の充実・強化   | 5 学校組織マネジメント力の更なる向上       |
| 2 専門スタッフの配置等の促進     | 6 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進 |
| 3 部活動運営の適正化と教員の負担軽減 | 7 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進  |
| 4 学校業務の更なる改善の推進     | 8 数値目標の設定による進捗管理          |

また、令和元年2月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和2年1月には、同法第7条第1項の規定に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示された。

京都府では、同法、同指針を踏まえて、各教育委員会が定める教育職員の勤務時間の上限を条例に根拠付けるとともに、新たに制定した「府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に上限時間を規定し、服務監督権者の責務を明確化した。

併せて、令和元年7月策定の「府立学校の教育教員の勤務時間の上限に関する方針」を令和2年4月に改訂し、新しい時代に向けた教育を推進するための持続ある学校体制の整備に向け取り組んでいる。

資料② P174

## 学校の組織とその役割

学校の教育目標は、実際に教育活動を担う教職員によって具現化される。複数の教職員が集まって活動を行う学校で、調和のとれた学校運営がなされ、それぞれの活動が教育効果を上げるには、教育目標の実現に向かって組織を効果的に機能させることが必要である。そのために、各学校には、実態に合わせて校務分掌が設けられている（学教法施行規則第43条、第79条、第104条、第113条、第135条）。

### <校務分掌の主な内容>

- 学校の運営に関すること。
- 教育課程の編成、実施、改善に関すること。
- 幼児児童生徒の指導、管理に関すること。
- 幼児児童生徒の保健安全に関すること。
- 学校の施設・設備（教材・教具等を含む。）に関すること。
- 地域社会・関係諸機関・団体等との連絡調整に関すること。

### <校務分掌の運営>

分掌された校務の遂行に当たっては、学校の教育目標を具現化する創意と工夫が必要であるとともに、それが組織全体に生かされることが大切である。したがって、他の分掌との連携を十分に図りながら、教職員間の好ましい協働関係をつくるように心掛け、各自の職責遂行に努めることが大切である。

## <教職員の人事評価>

教職員の人事評価は、学校教育の直接の担い手である教職員の育成及び資質能力の向上を図り、もって学校組織を活性化させることを目的として実施されるものであり、その活用を通して一人一人の教職員が、学校目標の達成に向けて、それぞれの役割と責任をもって教育活動を展開することにより、学校教育の充実を図ることができる。

資料③ P174

### 《参考資料》

- 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省 平成31年1月）
- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」  
(文部科学省 平成27年7月)
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（中央教育審議会 平成31年1月）
- 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中央教育審議会 平成27年12月）
- 「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（京都府教育委員会 令和元年7月）
- 「京都府部活動指導指針」（京都府教育委員会 平成30年4月）
- 「教職員の働き方改革実行計画」（京都府教育委員会 平成30年3月）

**基本的な考え方**

学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに幼児児童生徒を育てていくという視点をもち、家庭、地域社会との連携・協働を深め、学校内外を通じた幼児児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。

また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を發揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て幼児児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。

**保護者との連携**

個々の幼児児童生徒を理解し、指導するには、背景としての家庭環境を理解することが必要である。また、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣の確立、豊かな心の育成など、学校の教育活動の充実を図るためにも、保護者の理解と協力は欠かせない。

日頃から、家庭訪問や電話連絡、学級通信の発行等で、保護者との信頼関係を築くことが大切である。また、学級（ホームルーム）においても懇談会や個別面談を実施するなど、積極的に保護者との連携を図っていくことが重要である。保護者との連携の状況は管理職や関係教職員等に報告し、適切な対応に努めなければならない。

**P T Aとの連携**

P T Aは、保護者と教職員がお互いを高め合い、子どもたちの健全な育成を支援する団体である。また、P T Aは学校行事への支援や登下校時の安全対策等様々な活動を地域の実情に応じて実施しており、学校、家庭、地域社会を結ぶ要として大切な役割を担っている社会教育関係団体である。

P T Aの運営や活動が形骸化しないようにするために、保護者と教職員が同じ会員として、相互に尊重し合い、会員の意見が反映されることが大切である。

教職員はこの組織や活動を活かし、学校とP T Aとが密接に連携して教育効果を上げるようにするとともに、全ての幼児児童生徒の健やかな成長を考えていくという広い視野に立って運営されるよう協力することが大切である。

**地域社会との連携や  
協働**

地域社会は子どもが生活し成長する場として重要な役割を担っている。

学校では、地域の人々が生涯学習で学んだ知識や経験を学校教育に活かしてもらえるよう教育活動を工夫する必要がある。

さらに、地域社会で取り組まれる自然体験や生活体験活動、地域の人々との交流活動は、自己肯定感の向上やよりよい人格形成に資することから、幼児児童生徒に積極的な参加を促す必要がある。

京都府教育委員会では、地域と学校が連携・協働して社会総がかりで子ど

もを育む「地域学校協働活動」の中で、地域社会の力を活かして子どもの体験活動や学習活動を充実させる「京のまなび教室」や「地域未来塾」等の取組を支援しており、幅広い地域の人々の参画により、地域社会の力を最大限に活かし、子どもの成長を支える活動の充実を図っている。

また、活動を通じて学校、家庭、地域社会、関係諸機関のネットワークを充実するなど、地域社会全体で子どもを包み込み育む環境づくりを推進している。これらの推進が、新学習指導要領の理念でもある、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育む「社会に開かれた教育課程」の実現につながるのである。

**地域とともにある学校づくり** 学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を図るための有効な仕組みである。

**学校相互間の連携や交流** 学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、幼児児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。

その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

幼児児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることにより、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することができる。また、そのことが広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、幼児児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

一方で、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。

#### 《参考資料》

- 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（文部科学省 令和2年3月）
- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともにある学校づくりを目指して～」（文部科学省 平成30年）
- 「令和3年度社会教育を推進するために」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「P T A活動をすすめるために～学校・家庭・地域社会の架け橋～」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「結ネットKYOTO学校で活用出前授業」（京都府教育委員会 令和3年3月）
- 「きょうとふの家庭教育支援」（京都府教育委員会 令和3年2月）
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」（京都府教育委員会 令和2年3月）

**人生100年時代**

今回改訂の学習指導要領解説総則編には、「急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。」と述べられている。

また、平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画の前文では、「今、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、また、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいる。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割は大きい。」と述べられている。

この基本計画では、今後の教育施策に関する基本的な方針の一つとして、「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことが示されている。そこには、「人生100年時代においては、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められる。」とし、「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることが重要であると述べられている。

高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身に付けられる学び直しの場が提供される必要がある。

また、子どもが心身ともに健全な成長を遂げ、人や社会とつながり、共に生きる力を育むためには、子ども一人一人に対して、学校はもとより、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、社会総がかりで子どもを育むことが大切である。

このように、自己実現に向けて生涯にわたって学び続けるとともに、その学習成果を、次代を担う子どもの教育に適切に活かすことのできるような生涯学習社会の実現を目指している。

京都府においては、「京都OWN学習プラン」（京都府の生涯学習振興基本構想）を指針として、学校は教育の専門機関としての自覚をもち、府民の多様な学習ニーズに応えるため、学校の教育機能の特性を活かした体験活動や生涯学習講座、体育施設開放事業などを進め、生涯学習の機会の提供に努めている。学校教育と社会教育の連携・協働を一層強め、学校などを社会教育活動の場として、積極的に活用していくことが大切である。

## **生涯学習社会における学校の役割**

生涯学習を進めるためには、幼児期から主体的に学ぶという生涯学習の基礎的な能力・態度を身に付けることが大切である。

学校教育は、自ら学ぶ力を養い、個性を伸ばし、生涯にわたって学習できる基礎や基本を育てる大切な役割を担っている。そのため、学校においては、教育活動の充実について全教職員の共通理解を図り、教育課程や学校運営における工夫改善に取り組むと同時に、開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが重要である。児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待できる。学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

## **学校を核とした地域づくり**

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年4月1日に社会教育法等の一部改正がされた。

「地域学校協働活動」とは、地域住民、学生、保護者、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことである。

登下校の見守り活動や学習補助など、学校や子どもたちを応援・支援するという一方の関係だけではなく、子どもたちの成長を軸として、地域と学校が互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め地域の創生につなげていくことが期待されている。

### 《参考資料》

- 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」（文部科学省 令和2年3月）
- 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）